



津幡町豪雨災害義援金の募集開始について

1. 概要・目的など

令和5年7月12日の線状降水帯に伴う豪雨により、津幡町で被災された方々への義援金を募集するため、専用の口座を設けた。併せて、役場会計課窓口でも義援金の受付を開始した。

義援金の振込先は、

北國銀行 津幡支店

普通 82122

津幡町豪雨災害義援金(ツバタマチゴウウサイガイギエンキン)

北國銀行の各支店窓口、ATM、ネットバンキングからの振込みは手数料不要。

その他、北陸銀行、富山銀行、福井銀行など、全国の第一地方銀行に属する金融機関の窓口からの振込みも手数料不要。

上記以外の金融機関からの振込みは、金融機関により手数料がかかる場合もあり。

税法上の寄付金控除に必要な受領書を送付するため、振込みをする前に、町のホームページから義援金寄付の申込みを行ってください。

2. 開催日時・日程

募集期間は、令和5年7月25日から令和6年3月29日まで

3. 場所

4. 出席者

5. その他（注意事項など）

義援金の受取申請には、町が発行する罹災証明が必要になる予定なので、罹災証明の申請をお願いしたい。